

瀬戸市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 瀬戸市は、児童の健全な育成を図るため児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を実施する瀬戸市内の放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を運営する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付についてはこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 瀬戸市児童福祉法施行細則（昭和62年瀬戸市規則第4号）第16条の2の放課後児童健全育成事業開始届を市に提出しているもの
- (2) 瀬戸市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成22年4月1日施行）を遵守し、運営しているもの
- (3) 瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瀬戸市条例第26号）を遵守し、運営しているもの

2 前項の規定にかかわらず、補助金の対象となる者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

- (1) 瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、別表補助対象事業の欄に掲げるとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、別表補助対象経費の欄に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表補助基準額の欄に掲げる額を合計した額以内とし、補助対象経費を合計した額が補助基準額を合計した額に満たない場合は、当該補助対象経費を合計した額を上限とする。この場合において、補助対象経費を合計した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、年度途中で事業を開始、休止又は廃止した場合は、月割り計算により算出した額とする。

(補助金の申請)

第6条 児童クラブを運営する者のうち補助金の対象となる者で、補助金の交付を受

けようとする者（以下「申請事業者」という。）は、瀬戸市放課後児童健全育成事業費補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、審査のうえ補助金の交付の可否を決定し、瀬戸市放課後児童健全育成事業費補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により当該申請事業者へ通知するものとする。

2 市長は、適切な事業実施のため必要があると認める場合は、前項に規定する交付決定の内容に条件を付することができる。

（変更申請）

第8条 申請事業者は、第6条に規定する申請書の内容を変更しようとする場合は、瀬戸市放課後児童健全育成事業費補助金変更交付申請書（第3号様式）を当該交付決定の通知を受けた日の属する年度の3月31日までに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があった場合であって変更を承認するときは、瀬戸市放課後児童健全育成事業費補助金変更決定通知書（第4号様式）により当該申請事業者へ通知するものとする。この場合において、前条第2項の規定に準じて条件を付することができる。

（実績報告）

第9条 第7条の規定による交付決定通知を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）は、瀬戸市放課後児童健全育成事業費補助金実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて、当該交付決定の通知を受けた日の属する年度の3月31日までに提出しなければならない。

（補助金の確定）

第10条 市長は、前条に規定する放課後児童健全育成事業実績報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金額を確定し、瀬戸市放課後児童健全育成事業費補助金確定通知書（第6号様式）により申請事業者へ通知する。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、補助金額の確定後、交付決定事業者からの請求により交付する。ただし、市長が申請事業を円滑に行ううえで必要があると認めたときは、補助金の全部又は一部を前払いすることができる。

2 交付決定事業者は、前項の規定による交付を受けるときは、瀬戸市放課後児童健全育成事業費補助金請求書（第7号様式）その他市長が必要と認めた書類を添えて市長に提出するものとする。

（児童クラブへの調査）

第12条 市長は、交付決定事業者に対し資料の提出を求め、並びに交付決定事業者の事業所へ立ち入り、交付決定事業者へ質問し、及びその事業内容を調査し、並びに帳簿等書類及び運営内容の検査をすることができる。

(交付決定の取り消し又は補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金がある場合は、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第2条第1項の規定に該当しないと認めた場合
- (2) 第8条に規定する申請内容の変更により、補助金の返還が生じた場合
- (3) 補助金を別表に定める補助対象経費以外の用途に使用した場合
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正行為があった場合
- (5) 承認を得ずに事業内容を変更、休止、中止又は廃止した場合
- (6) 補助金の交付に際し、必要な書類等を提出しない場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不適切であると市長が認めた場合
(証拠書類等の整備)

第14条 交付決定事業者は、事業施行に関し必要な帳簿等を備え付け、事業完了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月2日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月10日から施行し、令和2年3月2日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、別表の処遇改善特例事業の改正規定については、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、別表放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の項の次に放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）の項を加える改正規定は、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年2月25日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、別表放課後児童健全育成事業の項補助基準額の欄2設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員を配置した場合の改正規定、同表放課後児童クラブ支援事業の項の改正規定及び同表障害児受入強化推進事業の項の改正規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年5月28日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年9月15日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

補助対象事業	補助基準額	補助対象経費
放課後児童健全育成事業	1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合 ※常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」の全てを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。 (1) 基本額 ア 支援の単位を構成する児童の数（以下「児童の数」という。）が10人から19人までの支援の単位 5,107,000円－（19人－児童の数）×28,000円 イ 児童の数が20人から35人までの支援の単位 7,495,000円－（36人－児童の数）×26,000円 ウ 児童の数が36人から45人までの支援の単位 7,495,000円 エ 児童の数が46人から70人までの支援の単位 7,495,000円－（児童の数－45人）×96,000円 オ 児童の数が71人以上の支援の単位	「放課後児童健全育成事業」の実施について（平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）に定められた放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費、賃借料、修繕費、繰越金、退職手当積立金等を除く。）

	4, 9 9 7, 0 0 0 円 (2) 開所日数加算額 1 日 8 時間以上開所する場合 (年間開所日数－2 5 0 日) × 3 1, 0 0 0 円 (3) 長時間開所加算額 ア 平日分 (1 8 時半を超えて開所する場合) 「1 8 時半を超える時間」の年間平均時間数 × 8 0 4, 0 0 0 円 イ 長期休暇等分 (1 日 8 時間を超えて開所する場合) 「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間 × 3 6 2, 0 0 0 円 (4) 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (当該要件に該当する開所日数) × 3 1, 0 0 0 円 2 設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員を配置した場合 (1) 基本額 ア 児童の数が 1 0 人から 1 9 人までの支援の単位 3, 0 2 8, 0 0 0 円－(1 9 人－児童の数) × 2 8, 0 0 0 円 イ 児童の数が 2 0 人から 3 5 人までの支援の単位 5, 4 1 6, 0 0 0 円－(3 6 人－児童の数) × 2 6, 0 0 0 円 ウ 児童の数が 3 6 人から 4 5 人までの支援の単位 5, 4 1 6, 0 0 0 円 エ 児童の数が 4 6 人から 7 0 人	
--	---	--

	までの支援の単位 5, 416, 000円－（児童の数－45人）×96, 000円 オ 児童の数が71人以上の支援の単位 2, 917, 000円 (2) 開所日数加算額 1日8時間以上開所する場合 （年間開所日数－250日）×23, 000円 (3) 長時間開所加算額 ア 平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18時半を超える時間」の年間平均時間数×495, 000円 イ 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間×223, 000円 (4) 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （当該要件に該当する開所日数）×23, 000円	
放課後児童クラブ支援事業	障害児受入推進事業のための経費 2, 352, 000円	局長通知に定められた放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
放課後児童支援員等処遇改善等事業	家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置するための経費 2, 181, 000円	局長通知に定められた放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費〔給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通

		勤手当)、共済費(社会保険料)等]
障害児受入強化推進事業	障害児を3人以上受け入れる場合の経費 2,352,000円	局長通知に定められた障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費
小規模放課後児童クラブ支援事業	支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に複数の放課後児童支援員を配置するための経費 735,000円	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	1 放課後児童支援員を配置するための経費 対象職員1人当たり 131,000円 2 概ね経験年数3年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置するための経費 対象職員1人当たり 198,000円 3 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置するための経費 対象職員1人当たり 263,000円 4 3の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長(マネジメント)的立場にある者を配置するための経費 対象職員1人当たり 394,000円 ※1支援の単位当たりの基準額は、919,000円を上限とする。	局長通知に定められた放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費 [給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)等]
放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃)	支援の単位ごとに次により、算出された額の合計額 11,000円×賃金改善対象者数	放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改

金改善)	×事業実施月数 ※賃金改善対象者数とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1か月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1か月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。令和4年10月1日以降において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により、算出すること。ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者に反映し、算出すること。なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。	善)の実施に必要な経費
放課後児童クラブ運営支援事業（長期休暇開設賃借料補助）	長期休暇中に、放課後児童クラブが現行の支援の単位において児童の受け入れができない場合で、支援の単位を新たに設けて運営するとき、民家、アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を行う場合に必要な賃借料	1か月当たりの賃借料の2分の1（1か月当たりの上限50,000円）

※放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブ支援事業、放課後児童支援員等処遇改善等事業、障害児受入強化推進事業、小規模放課後児童クラブ支援事業及び放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の基準額は、1支援の単位当たりの年額とする。

※基準額が年額の補助対象事業の事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。ただし、放課後児童クラブ運営支援事業（長期休暇開設賃借料補助）については、事業実施月数が1月に満たない場合であっても、1月とみなす。

※児童の数は、瀬戸市内に在住あるいは市内小学校に通学している利用児童のみ計上することとする。